

乙第4号議案

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第5第1項の表以外の部分中「ディンギー型ヨット」の次に「及び水上オートバイ」を加え、同表第3項中

揚降機使用料	揚艇又は降艇1回につき	1,620円	を
クレーン使用料	上架又は下架1回につき	1,820円	

揚降機使用料	揚艇又は降艇1回につき	1,620円	に
--------	-------------	--------	---

改め、同項を同表第5項とし、同表第2項の次に次の2項を加える。

3 水上オートバイの陸置場使用料

単位	使用料
使用期間が1月未満の場合 1艇1日につき	440円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1艇1月につき	8,960円
使用期間が1年の場合 1艇につき	93,480円

4 船舶上下架施設の使用料

単位	使用料														
	艇長5メートル未満のもの	艇長5メートル以上6メートル未満のもの	艇長6メートル以上7メートル未満のもの	艇長7メートル以上8メートル未満のもの	艇長8メートル以上9メートル未満のもの	艇長9メートル以上10メートル未満のもの	艇長10メートル以上11メートル未満のもの	艇長11メートル以上12メートル未満のもの	艇長12メートル以上13メートル未満のもの	艇長13メートル以上14メートル未満のもの	艇長14メートル以上15メートル未満のもの	艇長15メートル以上16メートル未満のもの	艇長16メートル以上17メートル未満のもの	艇長17メートル以上18メートル未満のもの	艇長18メートルを超えるもの
	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート
	トル未	トル未	トル未	トル未	トル未	トル未	トル未	トル未	トル未	トル未	トル未	トル未	トル未	トル未	トル以
	満の	満の	満の	満の	満の	満の	満の	満の	満の	満の	満の	満の	満の	満の	下の

		の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	
上架又は下架1 回につき	1,820 円	1,920 円	2,020 円	2,120 円	2,220 円	2,370 円	2,520 円	2,670 円	3,270 円	3,870 円	4,470 円	5,270 円	6,070 円	6,870 円	6,870円に18メー トルを超える1 メートルまでごと に1,000円を加算 した額	

別表第5備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

- 4 「水上オートバイ」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）別表第2の備考1に規定する特殊小型船舶をいう。

別表第6中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 船舶上下架施設の使用料

単位	使用料														
	艇長5 メートル未 満のもの	艇長5 メートル以 上6メー トル未 満のもの	艇長6 メートル以 上7メー トル未 満のもの	艇長7 メートル以 上8メー トル未 満のもの	艇長8 メートル以 上9メー トル未 満のもの	艇長9 メートル以 上10メー トル未 満のもの	艇長10 メートル以 上11メー トル未 満のもの	艇長11 メートル以 上12メー トル未 満のもの	艇長12 メートル以 上13メー トル未 満のもの	艇長13 メートル以 上14メー トル未 満のもの	艇長14 メートル以 上15メー トル未 満のもの	艇長15 メートル以 上16メー トル未 満のもの	艇長16 メートル以 上17メー トル未 満のもの	艇長17 メートル以 上18メー トル以 下のもの	艇長18メートルを 超えるもの
上架又は下架1 回につき	1,820 円	1,920 円	2,020 円	2,120 円	2,220 円	2,370 円	2,520 円	2,670 円	3,270 円	3,870 円	4,470 円	5,270 円	6,070 円	6,870 円	6,870円に18メー トルを超える1 メートルまでごと に1,000円を加算 した額

別表第6備考4中「（昭和58年政令第13号）」を削り、同表備考5中「（昭和35年総理府令第60号）」を削る。

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、別表第6中第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定は、平成30年3月1日から施行する。

平成29年9月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナに船舶上下架施設を整備し、及び宜野湾港マリーナに水上オートバイの陸置場を整備することに伴い、これらの施設の使用料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。